

2021年12月27日

【件名】

年末年始の休館日について

【ポイント】

- ・29日から明年1月3日まで休館。緊急事態対応は継続。
- ・急を要する場合は末尾連絡先（24時間対応）に連絡下さい。

【本文】

1 当館は、29日（水）から明年1月3日（月）の間、年末年始休暇となります。ただし、当地情勢に伴う緊急事態対応は継続します。

2 11月12日付当館発領事メールのとおり、当地治安情勢悪化に伴い、11月15日から一般向け領事窓口を一時的に縮小しており、人道案件等の緊急性の高い業務を優先し処理しています。来館を予定される場合には事前に末尾連絡先まで連絡ください。

邦人援護案件につき、当館は年末年始問わず24時間対応しているので、末尾連絡先まで連絡下さい。

3 目的地がどこであれ商用便利用にはPCR陰性証明が必要です。日本行きの商用便を利用する場合、エチオピア出国72時間以内の陰性証明書の厚労省フォーマットへの転記が必要です。同サービスを提供している医療機関は、以下のリンクから確認ください。

https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00809.html

4 11月26日、日本政府はエチオピア全土を危険レベル4（退避勧告）に引き上げました。情勢の急変により商用便の運行が停止した場合、日本への帰国・国外への退避は非常に困難になります。

<詳細>

(PC)==> https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T101.html

(携帯)==> http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo_2021T101.html

5 市内において情勢が急変する等、有事の際の対策・退避方法について、以下のとおり案内します。

(1) 市内で緊急事態が発生した場合には、不要不急の外出を避け、群衆やデモ隊、政府及び軍施設には近付かないで下さい。

(2) 身の回りで危険を感じた場合、大使館にご連絡ください。要すれば一時的退避場所を

指示します。

(3) インターネットが遮断される場合、当館から在留邦人の皆様への連絡は、主にショートメッセージ(携帯番号宛)で行います。現在当館に登録されている電話番号に変更がある場合、直ちに高橋、中崎までご連絡下さい。

(4) 電話、ショートメッセージも使えなくなった場合、当館はFM放送(99.0HZ)により情報提供を行います。FM受信可能なラジオを備えておいて下さい。

(5) 身のまわりで異常があれば、直ちに以下の当館関係者にご連絡下さい。

高橋：内線501 携帯0911-200721 (警備領事)

中崎：内線502 携帯0911-216773 (警備領事)

伊田：内線302 携帯0911-503181 (総務)

※在エチオピア日本国大使館 011-667-1166 (代表)

(6) 緊急時に備えて、「安全の手引き」をご参照ください。

<安全の手引き>

https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00742.html

以上

【在エチオピア日本国大使館】

代表電話：011-667-1166

《緊急連絡先》

警備領事班

0911-200-721 (高橋) ei.ji.takahashi@mofa.go.jp

0911-216-773 (中崎) taisei.nakazaki@mofa.go.jp

0911-503-181 (伊田) toshio.ida@mofa.go.jp

※このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>